

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 青少年福祉センター

平成30年12月18日開催評議員会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青少年福祉センター(以下「本会」という。)の定款第8条及び定款21条に基づく評議員、役員報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会に主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等は、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 役員が理事会に出席したとき及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(評議員及び理事の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 常務理事が、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁消費を支払うことができる。なお、この場合は、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。尚、報酬月額、賞与及び退職慰労金は別表2に定める額とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合、または施設の指導検査への立ち会いにあたった場合、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員が苦情解決第三者委員会に出席した時は別表1により報酬を支払う事が出来る。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会出席した時は評議員会出席に関わる報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても本状次項の報酬は支払わないものとする。

2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情解決の業務に当たった場合は別表により報酬を支払う事が出来る。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により報酬を支払う事が出来る。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設に係る評議員選任・解任委員の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員、評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(報酬支払方法)

第10条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第11条 本会は、第2条第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものとし、別表3に基づき支給する。

3 費用の弁償があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

(改正)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成21年7月28日より適用する

この規程は、平成22年5月24日より適用する

この規程は、平成29年3月22日より適用する

この規程は、平成30年12月18日より適用する

別表 1 (出席報酬日額)

名称	報酬*
理事会出席報酬等	12,480円
評議員会出席報酬等	12,480円
苦情解決第三者委員会出席報酬	12,480円
評議員選任・解任委員会出席報酬	12,480円

別表 2 (業務報酬)

非常勤

名称	日額報酬*
理事及び評議員業務報酬等	12,480円
監事監査指導報酬等	18,980円
苦情解決第三者委員会業務報酬	12,480円
評議員選任・解任委員業務報酬	12,480円

常勤

名称	月額報酬
常務理事	450,000円

別表 3 (費用の弁償)

旅費	宿泊費	報酬*	その他
実費	20,000円	別表2に準じる	実費

*報酬には源泉所得税を含む